

退職後の健康保険について

74歳までの被保険者の方がご退職などで健康保険の資格を喪失した場合、引き続き何らかの健康保険制度への加入が義務付けられています。

ご自身の状況に応じて、右記のいずれかの健康保険に加入していただくことになります。



	協会けんぽの任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険(被扶養者)
加入要件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が2ヵ月以上継続していたこと 退職日の翌日から20日間以内(土日祝含む)に資格取得申出書を提出すること(必着) 	お住まいの市町村にお尋ねください	被扶養者としての要件を満たすこと
お手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ	お住まいの市町村役場の健康保険窓口	ご家族の勤務先
保険料	退職時の健康保険料の2倍の額 ※保険料には上限があります ※保険料率が改定となる場合は、金額が変わることがあります。	前年の所得などにより決定	負担なし

ご確認ください！ 今後の保険証の取り扱いについて



協会けんぽ島根支部 キャラクター
しまめちゃん

令和6年12月2日から健康保険証の新規の発行・再交付は行っておりませんが、現在お持ちの健康保険証は、退職や扶養解除等で資格がなくなる限り**令和7年12月1日まで使用できます。**

現在は、「マイナ保険証」で受診いただく仕組みに移行していますので、マイナンバーカードをお持ちの方は、「マイナ保険証」の利用登録をお願いします。



留意事項

- ※令和7年12月1日までに退職等により資格がなくなった健康保険証は、事業所にて回収いただき、日本年金機構に提出する被保険者資格喪失届や被扶養者異動届に添付してお手続きください。令和7年12月2日以降は、健康保険証の自己破棄が可能となります。
- ※マイナ保険証のみを使用されている方がオンライン資格確認の出来ない医療機関等にかかる場合や停電・ICチップの損傷等でマイナ保険証が使用できない場合は、マイナ保険証とマイナポータル画面、または、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ(すべての加入者の方にお送りしているお知らせ)」を医療機関等に提示することで保険診療を受けることができます。
- ※マイナ保険証をお持ちでない方は、協会けんぽから資格確認書の交付を受けることにより、これまでどおり保険診療を受けることができます。

協会けんぽ島根支部
LINE公式アカウント
はじめました!

友だち募集中

ご登録は↓



皆さまの取組みが健康保険料率の引き下げにつながる!



令和5年度の インセンティブ制度の結果をお知らせします



島根支部は総合で3位を獲得しました!

これにより、島根支部の令和7年度の保険料率の上昇幅を0.106%分抑えることができました!

指標① 特定健診等の実施率

14位 ↓ (前年度3位)

指標② 特定保健指導の実施率

2位 ↑ (前年度43位)

指標③ 特定保健指導対象者の減少率

29位 ↓ (前年度15位)

指標④ 要治療者の医療機関受診

16位 ↓ (前年度2位)

指標⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

2位 ↑ (前年度4位)

総合

3位 → (前年度3位)

この結果を反映した

令和7年度の
島根支部の保険料率

9.94% [令和6年度9.92%]



インセンティブ制度とは…

加入者の皆さまの健康づくりへの取組等を協会けんぽが定めた5つの指標に基づき評価し、全国の協会けんぽ47支部が順位づけられ、上位15支部にインセンティブ(報奨金)を付与することで、保険料率を下げられる制度です。取り組みの結果は、2年後の保険料率に反映されます。



島根支部の事業主・加入者の方をお願いしたいこと

- 指標① ・協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。
- 指標② ・健診の結果「生活習慣の改善が必要」と判定された方は、協会けんぽの特定保健指導を受けてください。
- 指標③ ・特定保健指導の対象とならないように日ごろから健康づくりに心がけ、特定保健指導の対象となった場合は、最後まで継続して指導を受けてください。
- 指標④ ・健診の結果、「要治療」と判定された場合は、早めに医療機関を受診してください。
- 指標⑤ ・医療機関でお薬が処方される場合は、医師や薬剤師にジェネリック医薬品の希望を伝えてください。ジェネリック医薬品は新薬と同じ効能がありながら安価に提供されるお薬です。

健康づくりの第一歩は健診から!

新年度の健診予約はお早めに!

健診の3つの「もったいない」をなくしましょう!

健康づくりサイクル
についての特設サイトは
こちら▶



健康づくりサイクル

